

## 第8回全国健康保険協会運営委員会議事録

### 第8回全国健康保険協会運営委員会

開催日時：平成21年3月27日（金）13:00～14:00

開催場所：全国町村議員会館

出席者：石谷委員、逢見委員、川端委員、城戸委員、五嶋委員、田中委員、埴岡委員、  
山下委員（五十音順）

議 題：1 平成21年度の事業計画及び予算について  
2 都道府県単位保険料率について  
3 その他

田中委員長 定刻となりましたので、第8回運営委員会を開催いたします。年度末の最後の方、続けて開催ですが、皆さんお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。本日の出席状況ですが、森委員が都合により御欠席です。それ以外の方は御出席です。本日も、オブザーバーとして厚生労働省より田河保険課長に御出席いただいております。

では、早速ですが、議事に入らせていただきます。本日は平成21年度の予算、事業計画と保険料率について審議することになっております。まず予算及び事業計画について審議し、後で保険料率の議論に移る順番で参りたいと存じます。

初めに平成21年度の事業計画及び予算案などについて、事務局から説明をお願いします。

依田企画部長 それでは資料1の方をごらんいただけますでしょうか。平成21年度の全国健康保険協会の事業計画及び予算の案ということで、前回までに実質的な御議論をいただいたところがございます。資料については基本的に前回のままでございまして、おめくりいただきまして事業運営の基本方針から事業計画を記述させていただいているところがございます。それで、ずっと行きますと、最後の17ページが平成21年度の収入・収支の予算ということで、済みません、15ページでございます。ページがずれて申しわけございません。最後のページでございますけれども、収入・収支の予算ということで計上させていただいております。数字につきましても、前回お示しさせていただいたものと総額は変わっておりませんが、後ほど御説明申し上げます特別計上という各支部の独自に計上する分が若干変動しておりますと、数百万円単位で内訳が変わっておりますけれども、全体の額については変わっておりません。

それから、その資料2がこの予算の関係の参考資料でございまして、業務経費及び一般管理費の内訳でございます。こちらの方の関係につきましても、4ページにこの全体の合計の額を書いておりますけれども、1,219億2,600万円ということで、前回と変わっておりません。内訳については、先ほど申しましたように、若干の特別計上の関係で変わっておりますけれども、総額については変更ございません。

それから次の資料3-1と3-2ということで、こちらは各支部の事業計画でございます。前回、3-2の形でお出しをさせていただいたところでございますが、前回の御指摘を踏まえまして、資料3-1という形で、要は横串を通じまして一覧性のある形で整理をさせていただいたところでございます。保険運営の企画、健康保険給付等、保健事業、それから組織運営及び業務改革という形で整理させていただいております。言わば特徴的な事業につきましては、パイロット事業ということで整理をさせていただきましたので、それ以外の事業という意味では、際立ったものというのは少ないわけでございますが、ただ、各支部ごとにいろんな実情を踏まえましてさまざまな工夫が行われているということで考えております。パイロット事業については、P事業と記述させていただいておりますけれども、そういう形で整理させていただいております。一番右の欄に特別計上というのが書いておりまして、1,000円単位で表記させていただいておりますけれども、各支部が、保健事業の上乗せでございましたり、独自のサービス向上の取り組みがある場合については、大体数百万から数千万というところでございますけれども、額を計上させていただいております。26の支部でこういった特別計上をしているところでございます。

こういった事業でユニークなものを御紹介させていただきますと、北海道で1番のウオーキングモニターによる健康づくりの啓発・推進といったような事業があります。

それから2ページでございますけれども、例えば福島で、保健事業の欄でございますけれども、その他保健事業で歯科保健事業などに力を入れているといった記述がございます。

それから、例えば2ページの群馬でございますけれども、その他保健事業ということで、検診未実施の事業所を訪問し健康セミナー等の推進活動をやっていくといった事業が書かれています。

それから、3ページ、新潟でございますけれども、2つ目の欄でございますが、サービス向上の取り組みとして、例えば育児専門冊子の配布など、そういう独自の事業なども盛り込まれています。

それから4ページの下でございますけれども、長野でございますが、サービス向上のための取り組みとして、いろんな窓口でのお客様の声運動の展開とか、待ち時間の短縮活動とか、そういうことにも力を入れていこうといったような形で盛り込まれている等々でございます。あとメールマガジンを広報の関係で導入するとか、そういう支部、地域の実情を踏まえたような形での取り組みがあり、またそうした点で特別計上などの経費も盛り込まれているというようなところでございます。

こうしたものをあわせまして、先ほど申しました全体の予算、若干額は変動しておりますけれども、21年度の事業計画案ということでまとめておりまして、御承認いただきたいということで御提案させていただいているところでございます。以上でございます。

田中委員長 ありがとうございます。これまで予算案及び事業計画については、何回かこの委員会でも皆様方の意見を伺ってきました。それらを踏まえ、また支部の声を聞いて、このような形でまとまっています。何か御質問、御意見おありでしょうか。どうぞ。

埴岡委員 これまで何回かの議論を踏まえて、取りまとめていただいております。初年度はスムーズな業務移行が優先ということもありましたので、まずこういう形で当面の事業計画をまとめられたということだと思います。ただ、次年度に残された宿題もたくさん残っていますので、次年度はさらに大きな発展を目指した事業計画と予算を組んでいただければと考えます。今回取りまとめていただきました事業計画と予算を、少し私なりに振り返ってみます。事業運営の基本方針のところで「事業主及び被保険者」という表現が「加入者及び事業主」になったこと、「医療費の適正化」という言葉だったのが「医療の質の向上と医療費の適正化」とペアで表記されるようになったこと、保険者機能強化アクションプランのことが盛り込まれたことなどは、一定の意義があったと考えております。また、調査研究の推進に関しましても、少し新しい記述が入ったところは、見るべきところかと思っています。

ただ、初年度は手がたくまとめることが主眼になったようで、来年度以降は、このあたりでもっとメリハリをきかせて前向きに取り組んでいただきたい。特に私が強調したいのは保険者機能強化、企画力の充実、情報発信の強化で、この辺りをさらに高めていただきたい。また予算面でも、今は、業務運営を中心に見ておりますけれども、今後は、情報発信によって医療の質の向上と医療費の適正化に影響力を発揮していくという意味で、その辺りの情報収集機能、情報発信機能、シンクタンク機能等への投資が重要になってきますので、一定の前向きな投資をしていくという発想をさらに深めていただきたい。取りまとめ、ありがとうございました。

田中委員長 振り返っての議論を言っていただきました。ほかに御質問、御意見ないでしょうか。実際には、これが決まった後どう実行されるかが、次は重要になりますね。本案は、たくさん議論してきたことですので、各委員の方々の言葉や気持ちが入ったものです。本日、最終的に提案のありました平成 21 年度の事業計画及び予算案について、本委員会として了承したいと存じますが、いかがでございましょうか。

各委員 はい。賛成。異議なし。

田中委員長 では、本委員会においてはこれを了承いたします。事務局においては、速やかに国に対して、認可の手続を行うようお願い申し上げます。

では、次の議題でございます。次は都道府県単位保険料率についてです。都道府県単位保険料率の設定に当たっては、初めに支部長の方々が評議会の意見を聞き、それを踏まえて理事長に対して意見の申し出を行うという流れが法律で決まっております。本日は各支部からの意見の申し出を集約の上で、事務局から都道府県単位保険料率について定款変更が上げられています。保険料率そのものは、ここだけではなく厚労省、そして政治の世界で決まってくるところがありますけれども、当協会としては最終的には定款の変更をしなければなりません。これについて説明をお願いいたします。

依田企画部長 県別料率の関係でございますが、資料 4-1 からの関連の資料でございますけれども、それに関連いたしまして、一番後ろの方についているかと思っておりますけれど

も、政省令告示の関係でございます。本日、これらについて公布が正式になされておまして、内容については、条文でございますので割愛させていただきますけれども、前回までに厚生労働省から説明があった線を取りまとめられて正式に公布されているという形になっております。激変緩和措置につきましても、最終的に調整率を10分の1にするという形で記載がなされておまして、これについては平成21年度の調整率ということになってまいりますので、22年度以降の毎事業年度、激変緩和措置期間について定めていくというふうな仕組みになっておるわけでございますけれども、今年度については10分の1ということでございます。したがって、協会におきまして、こうしたものに基づきまして今回料率を算定して御提案させていただいているところでございます。

案といたしましては資料4-1ということで、今回、都道府県単位保険料率の決定ということで、県別の料率を定めさせていただいているところでございます。適用時期につきましては、9月分の保険料額から適用ということで、各県ごとの料率をお示しさせていただいているところでございます。

それから、同じ内容でございますけれども、資料4-2ということで、料率につきましては協会の定款で定めるという形をとっておりまして、したがって、この定款の変更を伴うということで、定款の一部変更案ということでお示しさせていただいているのが資料4-2でございます。3枚目でございますけれども、現行との対比をごらんいただければと思いますが、この定款の別表2というところに料率が記載されておりまして、現行は8.2%、一般保険率8.2%ということでございます。特定保険料率3.2%、基本保険料率5.0%ということでございます。特定保険料率というのは、高齢者医療制度等の拠出金の関係でございます。内訳が明示をされているということでございます。したがって、今回、都道府県単位保険料率になってまいりますので、この特定保険料率の部分については、3.2%で一律でございますけれども、基本保険料率のところは違ってきているということで、定款上はこのような表記になってくるということでございます。ということで、あわせて御提案させていただいているところでございます。

それで、その算定のもとになる基礎データ等を資料5ということで取りまとめさせていただいております。1枚目でございますけれども、21年度の都道府県単位保険料率の算定についてということで、これまでごらんいただいた体裁で料率の算定の根拠を書かせていただいておりますけれども、右の欄が激変緩和措置後の保険料率というのが最終的な、先ほどごらんいただいた料率になってまいります。それで、前回との違いで申し上げますと、先ほど申し上げました特別計上を支部ごとに行っている関係で、若干料率の変動があるところがございます。具体的に申し上げますと、新潟、島根、熊本、大分では、0.01%でございますけれども、料率のその分のプラスがなされているということでございます。

その関係をちょっとごらんいただくために、ずっとおめくりいただきまして後ろから2枚目になりますけれども、12ページでございますけれども、特別計上分の経費というところ、先ほど事業計画の際にごらんいただきましたけれども、各支部ごとに計上するところ

と計上しないところがございますけれども、数百万円ないしは数千万円の計上がございます。料率換算いたしますとこのような形でございますけれども、先ほど見ていただきましたように、若干四捨五入の関係で一部の支部において料率が異なっているところがあるということでございまして、その関係で先ほど見ていただいたような1表目の料率になっているということでございます。

それから追加で、加えさせていただいた資料が13ページ目でございます。料率換算したものを金額ベースで県別の収支を見たものが13ページでございます。こうしたものが料率算定の基礎になっているといったことでございます。こうした算定基礎に基づいて算定しているということでございます。それから、先ほど座長の方からお話ございましたように、この資料6の関係でございますけれども、今回、決定に当たりまして、各支部長から理事長あてに、県別料率の決定につきましての意見の申出という形のもの提出されておりまして、支部長においては評議会の意見をあらかじめ聴取をしているということで、概要を取りまとめさせていただいております。

委員の皆様方、ファイルでその現物はお手元でございますけれども、資料6の形で概要を示させていただいているところでございます。ざっと見ていただければというふうに思いますけれども、北海道でございますが、一番料率が最終的に高いところでございますけれども、激変緩和措置後の保険料率8.26%についてはおおむねやむを得ないとの意見が多数であったということで、評議会の意見を御紹介しておりますけれども、最終的には、21年度の支部保険料率については、評議会での多数の意見も踏まえた上で原案通り8.26%に決定いたしたく存じますというような形で出されているところでございます。附帯をして、この料率の決定に際して、これまでも出ておりましたけれども、所得・年齢以外の、例えば医療供給サービスの偏在の調整についての今後の検討課題といったような附帯意見も付して意見がなされているといったようなところでございます。こういう形で各支部長さんから意見をいただいているわけでございまして、見ていただきますと、2ページ、青森では「やむを得ない」、それから岩手は「適切である」等。それから、宮城はいろいろ多岐にわたる御意見をいただいております。その中では所得、年齢以外の事項についても調整できないかというような御意見をいただいておりますけれども、4ページ目でございますが、10分の1でスタートする今回の案について「やむを得ない選択」ではないか、そういったご意見。また、秋田、山形、それから福島でございますが、料率については妥当ではないかといったようなことでございまして、こうした形で各支部ごとに御意見をいただいているところでございます。

そういう形でいただいているわけでございますが、先ほど申しましたようなさまざま、附帯の意見をいただいたりしております。例えば8ページでございますが、東京でございますが、例えば年齢・所得以外のファクターの調整だとか、周知・広報の関係、それからプロセスですね。今回、非常に時間が押してしまったということもございまして、プロセスについて早急に示してほしいというような話もございます。

それから、料率の下がるところで申しますと、例えば長野でございますが、12 ページでございますけれども、長野におきましても、これまでの議論では相当議論があったわけでございます。こうした御意見を踏まえてということでございますが、激変緩和措置をしない本来の保険料率が適用されてしかるべきというのが評議会の大方の考え方ですといったことでございますが、評議会の委員の皆様は主張は同じ県民である当職としてもよく理解できるとした上でというのがございまして、都道府県単位の保険料率を適用すると言っても、全国の加入者が1つの保険集団を構成しており、加入者全体の相互扶助と連帯を基盤として運営されているという事実は重くとらえるべきであるといった御意見。また、平均の料率を上回る支部の痛みを勘案し、8.15%の保険料率を主張したところですよといった意見、それが支部長さんの意見として主張されたところ、評議会からは積極的な賛意も、強い反対意見も示されなかったことから、長野県の保険料率を8.15%としたいと考えましたというご意見を最終的にいただいているわけでございます。ただ、書いてございますように、評議会での議論が意味をもつような形での運営を附帯意見として求められているところでございます。

以下、「妥当」でございますとか「異論がない」といったような御意見をいただいております。14 ページでございますが、滋賀県でございますけれども、滋賀県からも激変緩和の次年度以降の早期の提案でございますとか、それから所得・年齢以外の調整に関する議論といったような御指摘をいただいたりしています。

ちょっと南の方をごらんいただければということですが、例えば19 ページでございますけれども、広島でございますけれども、広島については今回、原爆関係の医療費についての特別の事情の勘案というようなこともなされたわけでございますけれども、こういうことも考慮されているので適当ではないかといった御意見がございます。

それから、徳島も料率としてはやや上がる地域でございますけれども、最終的に激変緩和措置が、移行当初は引き上げ幅はできるだけ小さくという意見が反映されたので、これについては受け入れられるというような御意見をいただいていた。ただ、これから、20 ページの方でございますけれども、パイロット事業についてや、周知・広報などについての御意見、今後の激変緩和措置についてのテールアップ方式での移行を検討いただきたいといったような御意見をいただいております。それから香川も料率が上がるところでございますけれども、8.2%を切に望むところであるが、法の定めに基づき、やむなしといった御意見。また、福岡も料率が高いところでございますけれども、8.24%でやむを得ないと考えますといった御意見をいただきました。それから、佐賀県も同様に料率の高いところでございますけれども、多岐にわたる附帯意見をいただいているところでございます。こうした中で、先ほど申しましたような年齢・所得以外のファクターでの調整についての検討課題、また激変緩和措置の方向性を早急に示していただきたいというような御意見をいただいているところでございます。

このように、上がるところについては「やむを得ない」といったような御意見をいただ

いているところをごさいますて、こうした形で47県、取りまとめをさせていただきますて、こうしたものも最終的に踏まえまして、冒頭申しました資料4-1、4-2という形で、特別計上分も踏まえまして、21年度の保険料率の御提案をさせていただいたというところをごさいますて、御審議いただければと思います。

田中委員長 ありがとうございます。ただいま御説明がありましたように、各支部の評議会において、いろいろな意見がございました。それを踏まえて、最後はやむを得ないと捉えておられる。「妥当」だとか「やむを得ない」などの意見の申し出が多く理事長になされていたようです。細かく右側の欄に書いてあることを読むと、さまざまな意見がおありだと思いますけれど、結論としては「妥当」、「やむを得ない」というまとめになっておりました。これを踏まえて私たち委員会としても議論していくわけですが、こうした各支部の御意見や、またこの委員会での委員の方々の御議論を踏まえて、本議案を了承するとしても、またそれとは別に、協会に対して私たちの意見をまとめておいた方がいいのではないかと考えて、私と事務局でちょっと相談をしまして、私たち運営委員会から理事長への意見の案をまとめてみましたので、お配りいただけますか。

(配布)

議論はただいまの説明と、それからこの私たちからの意見を含めて議論いたしますので、初めにこの、意見書という形ですけれど、私たちからの意見案を朗読していただけますか。

依田企画部長 では、お手元の資料、読ませていただきたいと思います。

平成21年度の都道府県単位保険料率の決定について。

標記については本日、都道府県単位保険料率を含む定款の変更案を了承する。

また、これまでの本委員会は支部評議会における議論を踏まえると、今後、特に下記の点が重要であると考えてるので、国への要望も含め、しかるべく対応を図りたい。

#### 記

1. 都道府県単位保険料率については、従来の全国一律の保険料率からの初めての移行であり、その考え方や仕組みを含めて、国と協会が連携して、加入者や事業主の皆様を初め、国民の理解が得られるよう、十分な周知広報を行うこと。
2. 今般の激変緩和措置については、支部評議会の意見も聴取の上、都道府県単位保険料率への移行の初年度であることが十分に考慮されたことは評価できるが、方針の提示が遅かったことは大変遺憾である。今後の都道府県単位保険料率の変更の審議に当たっては、支部評議会からの議論が適切に積み上げられることが重要であり、そのためにも、平成22年度以降の取り扱いについては、支部評議会の意見を引き続き十分に聴取するとともに、早期に方針が示されるようにすること。
3. 都道府県単位保険料率の算定方法については、年齢構成や所得水準等以外の要因について調整が行えないか等の意見もあったが、今後、各都道府県の医療費等の分析に務め、エビデンスやデータの利用可能性等も含め、適切な仕組みはどうあるべきかについて、さらに検討を行っていくこと。

田中委員長 ありがとうございます。保険料率案は了承するが、初年度は初めての年で決定が遅かった。今年はしょうがないけれども、来年度以降はもう少し早い時期に支部の方々との意見交換ができるようにするべきだ。それから、年齢構成や所得水準以外の変数があるかどうかの検討を行うべきである。ただし、思いつきで言われても困るので、エビデンスがあって、かつデータがあるものでないといけませんので、これはもちろん、きちんとした検討を行っていただきたい、などの点が書かれております。以上の一連の資料について、御意見、御質問お願いいたします。どうぞ、逢見委員。

逢見委員 ただいまの御説明並びに委員長から示されました意見書について、これまでのこの運営委員会における審議、それから支部運営評議会、支部長意見等を踏まえたものというふうに理解しております、ポイントが要領よく押さえられているのではないかと思います。この支部長意見のところというのは、読みますと、やはりそれぞれいろんな思いがあるなという感じはいたしますが、保険料率が上がるころについては、激変緩和の中でかなり当初案よりも小さくなったことは評価しつつ、今後、年齢や所得以外の要因について検討できないかという意見が出ております。こういうことはやはり真摯に受けとめるべきだというふうに思います。

それから保険料率が下がるころについては、本来それをストレートにやるべきだという意見もある中で、相互扶助と連帯を基盤としているというこの保険制度の意義を踏まえて、そういう激変緩和の中で逆に下がり幅が低くなるということについても了承されているということで、そこも非常にバランスのとれた判断ではなかったかと思えます。

あとは1にありますように、やはり周知、広報する中で、この制度の仕組み、それからこの決定が十分理解されるように、加入者の方、事業主の方にやっていかないと、突然紙が来て全くどういうことなのかわからん、というような苦情がないようにすべきだというふうに思います。

それから意見の2のところですが、これはやはり今年度、平成21年度は初年度であったこともあるし、なかなか激変緩和の考え方が、政治レベルの決定、意見も聞かなければいけないといこともあっておくれたということは、ここでは「遺憾である」というふうに述べていますが、確かに受けとめる側から言うと非常にぎりぎりのタイミングで決めざるを得なかったということがあって。

平成22年度以降は、激変緩和の問題ももちろんございますし、それから準備金を21年度、取りくずすわけですが、これが次はなかなか、また取りくずすと言っても限界があるでしょうし、それから今度の不況の動向の中で保険料収入がどうなるかということを見極めていかなければいけないと。やはりいろんな要素が出てきますので、早いうちから議論を開始する必要があるのではないか。その際、この協会でも得られているいろんなデータ等も十分見ながら判断していくということが必要だと思いますので、ぜひそういうことを念頭に置いて21年度の運営に当たっていただきたいというふうに思います。

田中委員長 ありがとうございます。どうぞ山下委員、お願いします。

山下委員 簡単ですけれども、非常にこういう形で、1、2、3とちょうどポイントを押しえてすばらしい形ででき上がっており、この順番がかなり考えられてつくられているなと思います。やはり何と言っても1番が大事なポイントでして、この部分をきちんとそのとおりにするために2、3も添えていくということで、くれぐれもこの1番を外さないような形にさせていただきたいと思います。本邦初公開と言うか、全く初めてのことで、これが守られれば行く末も結構期待が持てる保険になるのかなと思っています。非常にこの1、2、3のまとめ方、よくできているなと思いましたので、ぜひこれを大賛成という形でいきたいと思います。

田中委員長 ありがとうございます。賛成とおっしゃっていただきましたので、御意見をくみ取っていかうと思います。どうぞ。

五嶋委員 逢見委員、それから山下委員のおっしゃるとおりなのですね。やはり十分な周知徹底を行うよう、くれぐれもよろしく願っていたと思います。それからあと2番、3番もまさにそのとおりなので、どうぞよろしく願います。ありがとうございます。

田中委員長 皆さんの期待は周知徹底にあるようですが、はい、どうぞ。

埴岡委員 たくさんの多様な意見が出て、私たちもそれを聞かせていただいたわけですが、それを聞きっぱなしということではなくて、きちんとこの運営委員会から理事長へのお願いということで文書を出すのは大変いいことです。内容に関しても、簡潔に要点をまとめられていると感じましたので、私もこれに賛成いたします。

1番目の周知・広報は本当に大事なことです。2番目のプロセスに関してですが、ここに「支部評議会の意見を引き続き十分に聴取」とありますが、私の気持ちとしては、「支部評議会及び加入者の意見を」と加入者を入れてもいいかなと感じます。3番も書いてあるとおりにと思いますが、「医療費等の分析」のところが、いつも議論になるようにクオリティ、コスト、アクセスの3つの面を含めるべきであり、それは医療費等の「等」に入っているのかもしれませんが、「医療費や質などの分析に務め」という表現の方がいいかなと考えます。コメントはそれぐらいで、きれいにまとまっていると思いました。ありがとうございます。

田中委員長 ありがとうございます。どうぞ、お願いします。

石谷委員 このようにまとめていただいて本当にありがとうございます。まさしくこのとおりに思います。1つ私が懸念しますのは、2番の激変緩和措置です。例えば21年度に限り10分の1になったという政省令になっておりますね。やはり5年間、激変緩和措置を講じるということは周知されているわけです。その中で、また来年はどうなるのかという非常に不安があるというのが、加入者の方とか事業主の方のお気持ちだと思います。

ですから、今すぐどうとは申し上げませんが、次年度に関しましてはある程度、残り4年間の大きな方向性というものを何らかの形で提示していただければ、もっと理解

を得られるようになるかと思しますので、どうぞ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

田中委員長 ありがとうございます。あとのお2人も何かどうぞ。

川端委員 いろいろと御苦勞いただきまして、このようにまとめていただきましてありがとうございます。滋賀県の場合も、支部の評議会ですべての意見が出ました。最終的には「しゃあないな」というのが最終的な意見でございまして。ただ、支部評議会の立場、位置づけがもう1つはっきりしないのではないかという意見が非常に多うございました。と言ひますのは、上の方からこういう、「やりますよ、こうなりましたよ」ということで、それを認証せざるを得ないかなというようなことで、まず時間もなかったということで、支部の方からの意見がなかなか上の方へ上げられなかったということが非常に、座長以下皆さんの不満がございました。それと、5分の1から10分の1になったということも、明確ななぜなったのか、なぜこういうふうになったのか、どこでなったのかというのが、私の方からも説明はしたのですけれども、そういうことを前もっていろいろと説明をしていただきたいというふうな意見も非常に多うございました。最終的に、先ほどお話ししましたように「まあ、しゃあないな」ということで意見が落ち着いたというわけです。

田中委員長 今後、支部の声はいろいろと強まるでしょうね。運営に慣れてくると。いかがですか、城戸委員は。

城戸委員 今言われたように、支部から上がってきて、この運営委員会で諮られて、そして料率を決めていくと。今回は時間がなかったもので、料率もどこで決まったかというのが不透明でもあるし、そういうところを今年度はやはり支部の意見をくみ上げて、この中でもんで料率も決めていくというような方向性を持ってですね。先ほど言われたように、今、こういう不景気の時代にどういふふうな、事業者の負担が今後ふえるのではないかと、景気がこういう読めない時期になっておるので、早急に今年は早くから実態をつかんでいくというようなことも大事ではないかと思ひておりまけれども。早めに運営委員会をやっていただくということでお願ひします。

田中委員長 ありがとうございます。皆さん共通して、さまざまな側面も含めて今後の広報を周知徹底することが大切だと言ひていただきました。

あとは、評議会のあり方は、きっと学びながら進化していくものだと思います。今年度はまだみんなが初めてだったのですけれども、いずれ評議会との声のやりとりも進化するのではないかと思ひます。

それから意見書について、埴岡委員から言われた「支部評議会及び加入者」ですが、支部評議会は加入者の代表から成っているもので、加入者はこの中に入っているとさせていただきますかね。

それから質は、もちろん我々、検討するときにはすごく大切な指標だと考えますが、差し当たり学問的にも、質を反映した保険料率はまだ世界的にも難しいので、そういうものを意識しながら検討することで、文章としては当然入っていることになっていると思ひます。

埴岡委員 結構です。

田中委員長 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。どうぞ、お願いします。

埴岡委員 先ほどもありましたけれど、料率に関しては協会が決められるところと協会には決められないところがありました。そこで、この文章も「国への要望も含め」と書いてあります。では、これを理事長が受け取られて、どんなふうに扱われることを我々としては想定するのか。あるいは理事長はこれをどのように扱われるのか。それをお尋ねしたいのですが。

田中委員長 事務局からお願いします。あるいは理事長から。どうぞ、貝谷理事、お願いします。

貝谷理事 まず、私ども事務局側の考えを申し上げたいと思います。こういう形で座長からの御指摘をいただきまして、事務局として作業させていただきました。このような内容でおまとめいただければ、私どもとしては、いただいたご意見は執行部である理事長以下の体制にいただいたという受けとめ方をしておりますので、まず私ども協会としてやるべきことをきちっとやりたいということは、もちろんでございます。その上で、今、委員から御指摘のとおり、国への要望という点でございますが政省令等の枠組みに及ぶ議論などにつきましては、国に検討をお願いしていく、いろんな支援をお願いしていく、こういうことで進めていきたいというふうに考えているところでございます。

田中委員長 よろしいですか。直接ここ、課長も耳にしていらっしゃると思いますので、気持ちは伝わっていると思います。

では、ほかになれば、都道府県単位保険料率の決定及びそれを踏まえた定款の一部変更案について、このとおり了承し、また今朗読いただき、皆様方から御賛同いただいた意見書を理事長あてに提出することにしたと存じます。いかがでございましょうか。

各委員 異議なし。

田中委員長 ありがとうございます。では、本委員会としては定款変更等を了承し、同じく事務局においては速やかに国に対して認可のための所要な手続を行い、またあわせてここに、意見にありますように、国に対しても必要な要望等を持っていくようお願いいたします。

ありがとうございます。大事な議題が2つ済みしました。もう1つ、テクニカルな議題ですが、船員保険制度に関して御説明をお願いします。

依田企画部長 それでは、お手元の資料7をごらんいただければと思います。船員保険業務の承継に向けた準備行為の関係でございます。平成19年度の船員保険法の改正によりまして、来年の1月でございますけれども、社会保険庁が廃止をされるということになっておりますけれども、この来年1月に、船員保険事業については協会は国から承継をして、以後運営するというような形になっております。

したがって、それに向けた必要な準備行為を行っていく必要があるわけございま

すが、法律上、協会はこの船員保険関係の事業の必要な準備行為を行うことができるというように規定されております。準備行為の中身といたしましては、職員の採用、これはもう一部、着手をしておりますけれども、職員の採用の関係。また船員保険協議会の設置。定款、事業計画、予算の作成。運営規則、それから料率の決定といったような諸々の準備行為が法律で規定されているわけですが、あわせて実態、運営といたしまして、こうした船員保険協議会を開催したり、また事務所を確保したり、職員の研修をしたりといったようなことを、この来年1月の業務の承継前に行っていく必要があるわけですが。

他方、この段階におきましては、まだ船員保険が移管されておられませんので、協会に船員保険の財源が入っていない状況でございまして、こうした準備行為に伴う必要な経費の支出をどうするかといった課題がございまして、これは監督官庁とも御相談させていただいた結果、あらかじめ範囲を明確にした上で、現在の協会の予算から必要最小限の支出を行った上で、来年1月の業務の承継を行う。船員保険の会計が参りますので、当然、船員保険については、健康保険と区分経理をして、独立で採算するというところでございまして、船員保険の方から事後で振り替えるといった取り扱いで、最終的には健康保険の財政負担が生じないような形でやっていくということが必要になってくるのではないかとございまして。具体的な会計上の取り扱いについては、さらに詳細を、監督官庁等とも相談して進めてまいりたいというふうに考えているところでございまして、こうした取り扱いについて、あらかじめ御承知おきいただければということで、御説明させていただいた次第でございまして。これが資料7の船員保険の準備行為の関係でございまして。

あとは参考資料の関係でございまして、先般、この場で若干御審議いただいたところでございまして、高齢者医療制度の見直しの関係でございまして。前回の運営委員会の終わった後、高齢者医療制度に関する検討会が開催をされ、高齢者医療制度の見直しに関する議論の整理というのがお手元の資料のとおり取りまとめられたところでございまして。

お開きになってざっとごらんいただければということでございまして、2ページにございまして、高齢者医療制度について種々検討事項はあるわけですが、今般のこの論点整理については、今後の国民的な議論に資するための論点整理ということで、短期的な課題、中期的な課題を含めて整理がなされたということでございまして。例えば後期高齢者といった名称については速やかに見直すことが必要であるといったようなところは、短期的な話としては記述されているわけですが、いろんな制度設計にわたるものについては、いろいろな論点整理といった形でなされているわけですが、御参照いただければと思います。協会としても、引き続き、検討状況を注視してまいりたいというふうに考えております。

それから参考資料の2でございまして、中医協の関係でございまして。前回からこの間、3月25日に中医協の総会が開催されております。案件といたしましては、医療機器

の保険適用等の定例的な案件でございまして、特段、協会から発言等はございませんでした。以上でございます。

田中委員長 ありがとうございます。ただいま説明いただいたことは別に決議事項ではないのですけれども、説明いただきましたので、何か御質問や御意見がありましたらお願いします。

これについて、よろしいですか。高齢者医療制度については当分また議論が進むでしょうから、また前回、皆さんから伺ったように、協会としてもしっかり意見を持って革新してください。

よろしいですか。では、今まで何回も議論をしてきた案ですので、最後、比較的スムーズに承認をいただくことができました。おかげで、きょうは早く終わりそうですね。ほかに何かございますか。なければ、初年度、本当に理事長初め大変な御苦労の中で半年運営され、また同時に来年度のことも、初めての決め方で決めていかなければならないところでしたが、何とか乗り切ることができそうです。これからは本当に加入者をはじめ関係者に周知徹底し、PDCAに入っていく、本格的にですね。運営委員会の方々からも、別に事前に我々、打ち合わせているわけでもないのに、皆さんの的確な意見をいただきましてありがとうございます。では、最後になりますが、いつものように、理事長からの一言、言葉をお願いします。

小林理事長 区切りでございますので、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

委員の皆様には、昨年10月の協会設立から半年間、8回にわたる運営委員会におきまして、精力的に御審議を賜わり、誠にありがとうございました。

この間、協会の立ち上がりの時期から今日に至るまで、実に貴重な、さまざまな御意見をいただいてまいりましたが、本日、御了承いただきました平成21年度の事業計画や予算はもとより、保険者機能強化アクションプランやパイロット事業、こういったものについても、委員の皆様の御意見の賜物と考えております。また、加入者に響く広報や、加入者という呼称の統一、こういったものにつきましても、常に利用者の視点から貴重な御助言をいただいたものと考えております。間もなく平成21年度がスタートいたしますが、協会といたしましては、保険者機能の強化に努め、スピード感を持ってこれらの事業計画等を着実に実行に移してまいりたいと考えております。

また、都道府県単位保険料率につきましては、極めてタイトなスケジュールで御審議いただき、協会としても初めてのプロセスであったことから、至らない点もあったかと存じますが、おかげさまで年度内に成案を得ることができました。

本日、都道府県単位保険料率の決定に際しまして、本委員会から御意見をいただきましたが、協会としては、これらの御意見を真摯に受けとめ、9月からの都道府県単位保険料率への円滑な移行に向けて必要な準備を進めていくとともに、今後の協会の運営に適切に活かしてまいりたいと考えております。

また、今般、支部の評議会において、都道府県ごとに健康保険事業に関して給付と負担

の両面にわたって幅広い議論が行われましたことは、従来の政府管掌健康保険ではなかったことであり、地域に密着した保険運営に向けた重要な一歩であると考えており、今後、本部と支部が力を合わせて、都道府県ごとに保険者機能を適切に発揮できる体制を強化していきたいと考えております。

最後に、改めて委員の皆様には大変精力的に御審議いただきまして、御礼を申し上げますとともに、引き続き御指導、御鞭撻をお願い申し上げて、ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

田中委員長 ありがとうございました。では、ちょうど予定の半分の時間で済みました。本日、第8回の運営委員会はこれにて終了いたします。ありがとうございました。

(終了)